

議 案 第 193 号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。
小学校の表中大阪市立日東小学校の項を削り、大阪市立難波元町小学校の項の次に
次のように加える。

大阪市立浪速小学校 大阪市浪速区日本橋西1丁目

小学校の表中大阪市立南港緑小学校の項及び大阪市立南港渚小学校の項を削り、大
阪市立清江小学校の項の次に次のように加える。

大阪市立南港みなみ小学校 大阪市住之江区南港中3丁目

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、大阪市立南港緑小学校、大
阪市立南港渚小学校及び大阪市立南港みなみ小学校に関する改正規定は、平成30年4
月1日から施行する。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

浪速小学校及び南港みなみ小学校を設置するとともに、日東小学校ほか2校を廃止するため、
条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例 (抄)

本市に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

小学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立日東小学校 大阪市浪速区日本橋東 3 丁目

省 略

大阪市立難波元町小学校 省 略

大阪市立浪速小学校 大阪市浪速区日本橋西 1 丁目

省 略

大阪市立南港緑小学校 大阪市住之江区南港中 2 丁目

省 略

大阪市立南港渚小学校 大阪市住之江区南港中 3 丁目

大阪市立清江小学校 省 略

大阪市立南港みなみ小学校 大阪市住之江区南港中 3 丁目

省 略

省 略